

令和2年6月4日

冷蔵ショーケース賃貸借に伴う入札について

(一社)鳥取市観光コンベンション協会

下記のとおり入札を行いますので、お知らせします。

1 入札に付する事項

業 務 名 令和2年度冷蔵ショーケース賃貸借業務

業務内容 別紙仕様書のとおり

2 入札参加資格

- (1) 一般社団法人鳥取市観光コンベンション協会の正会員であること。
- (2) 契約を履行する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。
- (3) 不正行為等により入札への参加制限を受けていない者であること。
- (4) 令和元年度の協会会費を納入していること。

3 提出書類及び提出先

- (1) 提出書類 入札書（見積書） ※協会指定様式
- (2) 提出先 本協会事務局(持参又は郵送)

4 提出期限

令和2年6月11日（木）午後5時必着

5 提出に係る事項

- (1) 入札書はホームページからダウンロードしたもの以外認められません。
- (2) 入札書に記入する業務名は、必ず正確に記入してください。
- (3) 書類の作成及び郵送等にかかる経費については、入札者の負担とします。
- (4) 提出書類は、長形3号程度の封筒に入れ必ず糊等で封をして提出願います。
- (5) 封筒には入札の業務名を記入して提出願います。

6 上限価格（予算額）

金 720,000円（消費税を除く）

7 結果発表

令和2年6月11日（木）以降

- (1) 公表については、原則開札以降速やかにホームページ上に落札業者のみを入札結果として掲載します。なお、入札参加者名及び落札金額は公表いたしません。

8 お問い合わせ

物産振興課（担当：谷岡） TEL:0857-36-3767

令和2年度冷蔵ショーケース賃貸借業務仕様書

1 業務名 令和2年度冷蔵ショーケース賃貸借業務

2 概要

本協会で現在賃貸借している冷蔵ショーケース（以下、既存機器という。）のリース契約が7月30日で期間満了を迎え、リースを終了する。リースの終了にあたり、既存機器を撤去処分し、既存機器と入れ替えに新規の冷蔵ショーケース（以下、新規機器という。）を納入・設置するものである。

なお新規機器の納入及び設置等作業すべてをリース契約とする。

3 契約期間および借入期間

契約日から5年間(60か月間)

4 納入期限

令和2年7月30日まで

※既存機器の撤去に併せて、新規機器を納入することとする。

5 借入物品等の名称及び数量

借入物品 冷蔵ショーケース 1台

6 仕様の詳細

別紙1のとおり

7 その他

(1)権利義務の譲渡の禁止

受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ協会の承認を得た場合は、この限りではない。

(2)瑕疵担保責任

本業務の検査完了後、瑕疵が発見された場合、受託者は無償で補修・追完を行うものとする。この場合における受託者の責任は、本業務の検査完了日から15か月以内に請求があった場合に限る。

(3)特許権等の仕様

受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、協会がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、協会は、受託者がその使用に関して要した費用を負担するものとする。

(4)損害賠償

受託者は、その責めに帰する理由により、業務の実施に関し協会又は第三者に損害

を与えた時は、その損害を賠償しなければならない。

(5) 守秘事項等

ア 本業務における成果物については、当該業務においてのみ使用することとし、これらの蓄積や他の目的に使用してはならない。

イ 本業務の履行に当たって、知りえた秘密を漏らしてはならない。

(6) 再委託の禁止

ア 受託者は、協会の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 協会は、次のいずれかに該当する場合は、協会の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

(ア) 再委託の契約金額が本契約にかかる契約金額の50パーセントを超える場合。

(イ) 再委託する業務に、業務の中核となる部分が含まれている場合。

(7) 調査等

協会は、必要があると認めるときは、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合において、受託者は、これに従わなければならない。

(8) 完了報告及び検査

受託者は、納入を完了したときは、納入完了の日の翌日から20日以内に、納入完了報告書を協会に提出し、協会の検査を受けるものとする。

(9) 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受託者の負担とする。

(10) 尊属的合意管轄裁判所

本件業務に係る訴訟の提起又は調停(協会及び受託者協議の上選任される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、鳥取県鳥取市を管轄する裁判所をもって尊属的合意管轄裁判所とする。ただし、特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作権の権利に関する訴えについては、民事訴訟法第6条に定めるとおりとする。

(11) 賃貸借機器に対する損害保険の付保

受託者は、自己の責任において、賃貸借機器に損害保険を付保するものとする。

(12) その他

この仕様書の定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、協会と受託者とが協議して定めるものとする。

別紙1

1. 冷蔵ショーケース仕様

冷蔵ショーケースは以下の仕様を満たすものとする。

項目	仕様
外形寸法	幅900×奥行600×高さ1700(mm)以下
コンセント	2極差込み15A 125V
製品重量	165kg以下
有効内容積	320L以上
温度調整範囲	5～15(°C)
照明	上部照明1本、側板照明2本
棚数	4段4枚(多段調節可)
付属品	排水タンク(12L)、キャスター(4個)、アジャストボルト(2個)
参考機器	メーカー:Panasonic 品番:SAR-366TVC

2. 業務内容

- ・上記の仕様を満たす冷蔵ショーケースの調達及び搬入並びに設置を行う。
- ・既存機器の撤去処分を行う。

3. 契約方法・期間

契約は、納入した日から5年間(60か月)の賃貸借契約とする。

4. 賃貸借料の支払

代金の支払いは月単位とし、支払計画に基づいて支払うものとする。
消費税及び地方消費税については外税方式で対応し、法定所定の税率を乗じた金額(円未満は切り捨て)とする。

なおリース契約は本協会が指定するリース会社との第三者賃貸方式とする。

- ・指定リース会社・・・とりぎんリース株式会社

5. 搬入・設置

新規機器の設置場所は以下のとおりとする。

- ・まちパル鳥取1階 指定箇所(既存機器設置箇所)

受託者の責任において指定する場所へ搬入し、オプション等を取り付けた上で、設置を行うこと。

6. 入札書の記載内容

「入札書」における金額は、消費税及び地方消費税を除いた、既存機器の撤去処分費用および、新規機器の納入に掛かる費用(付属品代、設置・調整費等を含む)を記載し、この金額を入札対象金額とする。

7. 暴力団排除に関する事項

受託者は、契約の履行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ・暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- ・暴力団等から不当要求による被害又は履行妨害を受けた場合は、その旨を速やかに委託者に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- ・排除対策を講じたにもかかわらず、契約の履行に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに委託者と工程に関する協議を行うこと。

8. その他

機器の搬入・搬出及び保守の際に知り得た業務上の秘密は、第三者に漏洩しないこと。

落札決定となったときは、暴力団排除に係る条項を記載した誓約書を提出すること。当該契約の確定は、契約書に双方がともに押印するとともに、落札者が誓約書に押印したときとする。

落札後に仕様を満たしていない部分が発覚した場合は、仕様を満たす機器に変更し、この場合でも落札金額は一切変更できないので、注意すること。